

令和3年8月6日

市内各事業所の長 殿

敦賀市新型コロナウイルス感染症対策本部  
副本部長 片山富士夫

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（依頼）

日頃より、新型コロナウイルス感染症予防の徹底及び感染者発生時の迅速な対応に、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本市におきましては7月下旬以降感染者の発生が続いており、感染力の強い変異株が大きく影響していることが想定され、危機感を強くしているところです。

このようなことから、貴事業所におかれましては、感染者発生時等の対応につきまして、下記のとおり御対応いただきたく、従業員及び関連事業所への周知徹底をお願いいたします。

業務での感染拡大防止に、御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 従業員が濃厚接触者等になり、PCR検査を受けることになった場合には、当該従業員と接触があり感染の可能性がある従業員については、当該従業員の陰性が確認できるまでは休業すること
- 2 従業員の家族や知人など身近な者が感染者となった場合には、当該従業員は原則として休業するとともに、保健所等の指示に従いPCR検査等を受検すること
- 3 従業員の家族や知人など身近な者が濃厚接触者または接触者としてPCR検査を受けることになった場合には、当該者の陰性が確認されるまでは、従業員は休業すること
- 4 1～3のいずれの場合においても、速やかに事業所に報告することを従業員に周知徹底すること

以上

敦賀市役所福祉保健部健康推進課  
(0770) 25-5311  
【担当】 笹田